

計画作成年度	令和2年度
計画主体	山縣市

## 山縣市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 山縣市農林畜産課  
所在地 岐阜県山縣市高木1000番地1  
電話番号 0581-22-6830  
FAX番号 0581-22-2118  
メールアドレス norin@city.gifu-yamagata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、カラス、アライグマ、ヌートリア
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	山縣市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲、野菜、イモ類	1.6ha 148千円
ニホンジカ	稲、野菜	3.7ha 94千円
ニホンザル	野菜、果樹、イモ類	6.8ha 300千円
ハクビシン	野菜、果樹	1.5ha 34千円
カラス	野菜、果樹、豆類	3.7ha 48千円
アライグマ	野菜	0.5ha 7千円
ヌートリア	稲、野菜	2.3ha 45千円

(2) 被害の傾向

山間部では、イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルによる農林産物に対する被害が多数発生しているほか、イノシシによる農地や水路及び道路法面の破壊被害が発生しており、それらは全て年々増加する傾向にある。平野部でも、山際の地域では、イノシシ、ニホンザルによる農林産物の被害が増加している。また、アライグマやハクビシン等の小動物による家庭菜園被害やヌートリアによる水稻への被害も多数みられる。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）	
	面積	金額	面積	金額
イノシシ	1.6ha	148千円	1.8ha	120千円
ニホンジカ	3.7ha	94千円	2.8ha	68千円
ニホンザル	6.8ha	300千円	4.5ha	210千円
ハクビシン	1.5ha	34千円	1.0ha	21千円
カラス	3.7ha	48千円	2.6ha	33千円
アライグマ	0.5ha	7千円	0.3ha	5千円
ヌートリア	2.3ha	45千円	1.4ha	30千円

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>有害鳥獣団体捕獲により市猟友会の捕獲隊が捕獲に従事している。</p> <p>また、広報紙やホームページ等で被害者自身が有害鳥獣個人捕獲をできることを周知している。</p>	<p>市猟友会員は微増しているが被害地域は広範囲にわたり全ての農業被害に対応できていない。</p> <p>また、個人捕獲は捕獲物の処分が難しいため捕獲申請を行う市民が少ない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>市単独の助成制度及び国交付金を活用して住民自らの施工による防止柵の設置を推進している。</p>	<p>全ての鳥獣に対応するような完全な防止柵はまだ開発されておらず、防止柵を設置した場所でも被害を軽減することはできてもゼロにすることが難しい。</p> <p>また、未設置の場所では設置場所から移動してきた鳥獣により新たな被害が発生している場合もある。</p>

#### (5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自己防衛意識を高めるため、追い払い及び防止柵設置をすすめる。</li><li>・ 個人捕獲を推進する。</li><li>・ 行政、猟友会、農業者等が連絡を密にすることにより、被害報告受理後迅速かつ効率的な捕獲を行う。</li></ul>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>農業者などの有害鳥獣被害者及び自治会長連名の捕獲依頼書の提出を受けて、被害状況を確認する現地調査を行う。被害が大きく捕獲が必要となった場合には、「有害鳥獣団体捕獲」として捕獲許可をし、猟友会で組織する捕獲隊に従事を依頼する。</p>
---

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度 ～ 令和5年度	イノシシ ニホンジカ	市や市鳥獣被害防止対策協議会等が所有する大型の箱わなを効率的に活用し捕獲を推進すると共に狩猟免許取得に助成を行い狩猟者の確保に努める。
令和2年度 ～ 令和5年度	アライグマ ヌートリア ハクビシン	市や市鳥獣被害防止対策協議会等が所有する小型の箱わなを効率的に活用し捕獲を推進すると共に狩猟免許取得に助成を行い狩猟者の確保に努める。
令和2年度 ～ 令和5年度	ニホンザル カラス	ニホンザル用の囲いわなやカラス用の箱わなでの効率的な捕獲を実施すると共に出没及び被害情報等に基づき緊急に捕獲隊が出動できる体制を整備する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>◎イノシシ CSF（豚熱）で頭数が激減しているが被害があるため捕獲を行う必要がある。</p> <p>◎ニホンジカ 市内全域で被害が増加傾向にあり有害捕獲だけでなく個体数調整など積極的な捕獲を行う必要がある。</p> <p>◎ニホンザル 最近では南部地域でも目撃、被害情報が多くなり被害が市内全域に広がっている。囲いわなによる効率的な捕獲を実施すると共に出没情報等に基づき捕獲隊が銃器による緊急捕獲に出動する体制を整備する。</p> <p>◎ハクビシン 一回の被害は軽微であるが市内全域に広がっているため箱わなによる積極的な捕獲が必要である。</p> <p>◎カラス 出没や被害情報等に基づき捕獲隊が銃器による緊急捕獲に出動する体制を整備すると共に、被害が常在化している場所では箱わなによる効率的な捕獲を実施する。</p> <p>◎アライグマ 農作物等被害は軽微であるが住宅内に棲み着き、生活環境が悪化するなどの被害は増加傾向にある。外来生物の防除計画に従い計画的に防除を進める。</p>

◎ヌートリア

完全な排除が困難なため捕獲を実施しても地域によっては時期が来ると毎年被害が繰り返されている。外来生物の防除計画に従い計画的に防除を進める。

【鳥獣の捕獲実績】

	H29	H30	R1
イノシシ	179	226	21
ニホンジカ	547	626	713
ニホンザル	42	34	30
ハクビシン	46	88	52
カラス	631	315	155
アライグマ	33	22	20
ヌートリア	46	12	42

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	600頭	600頭	600頭
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	70頭	70頭	70頭
カラス	200羽	200羽	200羽
アライグマ	40頭	40頭	40頭
ヌートリア	40頭	40頭	40頭

捕獲等の取組内容

- ・市内全域において猟友会の協力を得て積極的な捕獲を実施する。
- ・住宅地域などでは、箱わなを使って捕獲を実施するとともに、追い払い等の対策を進める。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ヌートリア	市単事業、国交付金 による柵設置延長 の総計 9,500m	市単事業、国交付金 による柵設置延長 の総計 9,500m	市単事業、国交付金 による柵設置延長 の総計 9,500m

##### (2) その他被害防止に関する取組

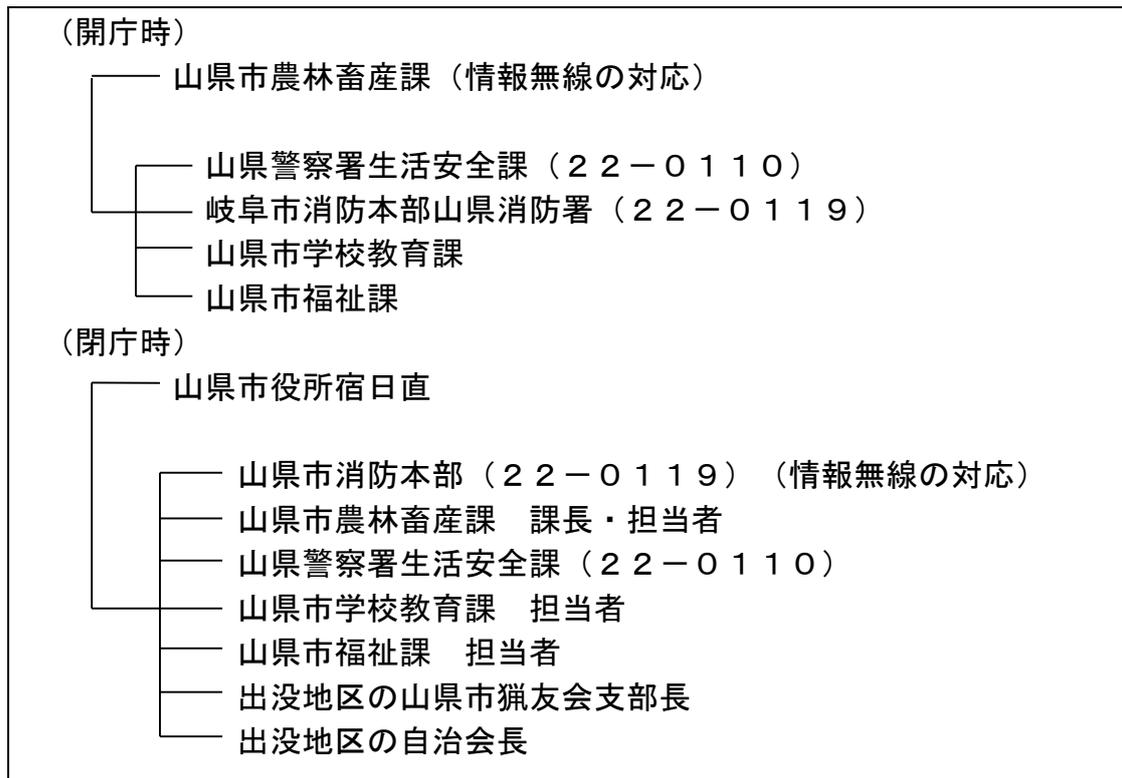
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度 ～ 令和5年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン カラス アライグマ ヌートリア	防止柵の設置には助成制度があること、 エサとなるようなものを集落内に放置しな い、こまめに追い払いを実施するなど地域 ぐるみでの自己防衛が大切であることを広 報紙やホームページ等で周知する。

#### 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山口市	関係機関との協議、捕獲方法の決定
山県警察署	周辺住民の安全確保の方法、銃器使用の是非の検討
岐阜地域環境室	捕獲方法、放獣先の検討
山口市猟友会	銃器・わなの手配、必要な人員の確保の検討

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	山県市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
山県市	協議会の運営、各機関との連絡調整
自治会連合会	被害状況の把握、情報提供
山県市猟友会	有害鳥獣に対する専門知識、捕獲体制への助言
ぎふ農業協同組合	被害状況の把握、情報提供
岐阜県	野生イノシシの豚コレラまん延防止対策

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山県市農業委員会	各地区の被害状況の把握、各地区の意見の集約
岐阜中央農業共済組合	被害状況の把握、情報提供
岐阜中央森林組合	被害状況の把握、情報提供
岐阜地域環境室	有害鳥獣の捕獲に係る助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現在は山県市猟友会駆除隊による捕獲を実施しているが今後、鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 猟友会が捕獲した鳥獣は埋設又は焼却し適切に処分している。
- ・ 個人が捕獲した鳥獣は、個人による埋設又は専門業者による適切な処分を行っている。
- ・ 学術的な研究及び保護が必要な場合には関係機関と協議する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし